

離職退去者の利用可能な住戸一覧
 (27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
岡山県	井原市	祝部住宅	岡山県井原市東江原町296番地1	1	1	3DK	6300～12700	次の要件をすべて備えている方 ① 申込日時時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ 申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了」による雇止めにより離職することが決定している在職者 ② 離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 解雇 イ 雇用契約期間満了による雇止め ③ 喪失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ 職場に付帯した住居	(1)使用期間は、鍵渡し日から原則6ヶ月以内。 (2)家賃以外に、共益費・自治会費が別途必要。
		日南住宅	岡山県井原市芳井町上嶋384番地2	1	1	3DK	4800～9600		問い合わせ先:井原市都市建設課 0866-62-9527
	総社市	浅尾住宅	岡山県総社市門田892番地	1	3	2DK 3DK	3,700～9,000	次の(1)から(4)までのすべての項目に該当している人 ① 住所が総社市内にあるか、又は離職前の勤務場所が総社市内にあること。 ② ハローワーク総社に求職申込をし、派遣契約の停止、や平成20年11月1日以降に発生した雇止めなどにより、社員寮などから退去を余儀なくされた住居喪失者として住宅のあっせんを受けた人。 ③ ハローワーク総社において積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保が必要と認められる人。 ④ 入居しようとする家族全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	使用期間は原則6ヶ月以内 問い合わせ先:総社市建築住宅課 0866-92-8287
	矢掛町	大明地東町営住宅	岡山県小田郡矢掛町東三成1695-1	1	1	3DK	7,600 ～11,400円	町営住宅に応募される方は、次の①～④のすべての項目に該当していることが必要 ① 住所が矢掛町内にあるか、又は離職前の勤務場所が矢掛町内に所在すること。 ② ハローワークに求職申込をし、次のア又はイに該当するとして住宅のあっせんを受けた方であること。 イ 派遣契約の停止や有期契約による労働者の雇止め等に伴い、社員寮等の退去を余儀なくされた住居喪失者(見込みの者も含む)であること。 イ 以外の求職者であって、アに準じた事情により緊急的に住居を必要とする方であること。 ③ ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要と認められる方であること。 ④ 入居しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	使用期間は原則6ヶ月以内、最長1年 問い合わせ先:矢掛町役場農林建設課 0866-82-1014
小計					6				

(注)「その他」の欄には問い合わせ先もご記入ください。

定期募集等

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
岡山県	岡山県		http://www.pref.okayama.jp/soshiki/71/					次の要件をすべて備えている方 ① 同居又は同居しようとする親族のある方 ② 入居収入基準を満たす方 ③ 現在、住宅に困っておられる方 ④ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと ⑤ 申込者本人の住所若しくは勤務場所が岡山県内にある方又は新たに岡山県内に居住することが必要と認められる方 ⑥ 連帯保証人のある方	※平成27年度第1回目の募集です。 ※募集期間:平成27年4月17日(金)～4月21日(火) ※郵送の場合は4月21日付までの消印を有効とします。 問い合わせ先:公益財団法人岡山県建設技術センター 住宅管理部 TEL(086)222-6696
	岡山市		http://okayama-shiei.com/					・成人で市内に住居又は勤務場所を有すること。 ・同居親族があること(単身可の住宅除く) ・住宅困窮者であること。 ・連帯保証人が得られること。 ・所得要件を満たしていること。 ・市町村税の滞納がないこと ・暴力団員ではないこと	問い合わせ先:岡山市営住宅管理センター 086-206-5560
	総社市		http://www.city.soja.okayama.jp/kenchikujiyuutaku/kurashi/jutaku/shiei_jutaku.html					・成人で住所又は勤務場所が総社市内にある人。 ・同居親族がいる人。(単身入居可の住宅は除く) ・入居収入基準を満たしていること。 ・住宅に困っている人。 ・入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	問い合わせ先:総社市建築住宅課 0866-92-8287
	高梁市		http://www.city.takahashi.okayama.jp/soshiki/11/jyutakubosyvu.html					・住宅困窮が認められること ・所得要件に該当すること ・同居親族があること(単身可の住宅除く) ・市町村税の滞納がないこと ・暴力団員ではないこと	問い合わせ先:高梁市まちづくり課 0866-21-0237
小計									

(注)「その他」の欄には問い合わせ先もご記入ください。

- 1:公営住宅
 2:改良住宅
 3:特公賃
 4:公社
 5:単独住宅等